

デイサービスふじホーム運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社ふじホームが開設するデイサービスふじホーム（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	デイサービスふじホーム
所在地	愛知県西尾市室町中川原57番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

①管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも介護の提供に当たるものとする。

②従業者

生活相談員	1名以上
看護職員	1名以上
介護職員	2名以上
機能訓練指導員	1名以上

従業者は、指定通所介護の提供に当たる。

③その他

調理職員	1名以上
------	------

(指定通所介護及び指定の利用定員)

第5条 指定通所介護利用定員は次のとおりとする。

1単位 19名(通常規模)

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

- ① 営業日 火曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までと8月12日から8月16日までを除く。特別な場合は、相談の上とする。
- ② 営業時間 午前8時00分から午後5時30分までとする。特別な場合は、相談の上とする。
- ③ サービスの提供時間 午前9時00分から午後4時10分までとする。

(指定通所介護の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護の内容は次のとおりとし、指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供
 - ② 入浴(一般浴)
 - ③ 日常生活動作の機能訓練
 - ④ 健康チェック
 - ⑤ 送迎
- 2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から往復10キロメートルまで300円徴収する。
 - 3 利用者の希望によりサービス提供時間を越えて行った通所介護の費用は、1時間あたり500円を徴収する。
 - 4 食費は、一食600円を徴収する。
 - 5 教養娯楽費・日用品費 1か月につき200円
 - 6 おむつ代は、実費を徴収する。
 - 7 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
 - 8 利用日午前8時以降のキャンセル料は、1日500円徴収する。
 - 9 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 指定通所介護の通常の事業の実施地域は、西尾市(離島除く)・岡崎市中島町・幸田町の区域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示にしたがってサービス提供を受けようよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなった時はすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・備品は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防災管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出訓練を行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ①採用時研修 採用後6ヶ月以内
- ②継続研修 年1回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 暴言・暴力・ハラスメント等によりサービスの中断や契約を解除する場合があります。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ふじホームと通所介護事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成12年04月01日から施行する。

この規程は、平成13年10月01日から施行する。

この規程は、平成14年09月01日から施行する。

この規程は、平成16年05月01日から施行する。

この規程は、平成17年07月11日から施行する。

この規程は、平成18年06月01日から施行する。

この規程は、平成20年04月01日から施行する。

この規程は、平成22年02月01日から施行する。

この規程は、平成24年04月01日から施行する。

この規程は、平成24年05月01日から施行する。

この規程は、平成29年04月01日から施行する。

この規程は、平成30年04月01日から施行する。

この規定は、令和03年04月01日から施行する。

この規定は、令和04年04月01日から施行する。

この規定は、令和06年04月01日から施行する。